

二〇〇六年の中国改正会社法—資料— 中国法<sup>(47)</sup>—

周 清 河 雅 喆 孝

一九九三年一月二十九日第八期全国人民代表大会常务委员会第五回會議可決・公布、一九九四年七月一日施行。一九九九年一月二十五日第九期全国人民代表大会常务委员会第一三回會議改正・公布、施行。二〇〇四年八月二十八日第一〇期全国人民代表大会常务委员会第一一回會議第二次改正・公布、施行。二〇〇五年一月二十七日第一〇期全国人民代表大会常务委员会第一八回會議改正・公布、二〇〇六年一月一日施行。

目次

- 第一章 総則（第一条〜第二条）
- 第二章 有限会社の設立および機関（第二三条〜第七条）
  - 第一節 設立（第二三条〜第三六条）
  - 第二節 機関（第三七条〜第五七条）
- 第三節 一人会社に関する特別規定（第五八条〜第六四条）

- 第四節 国有独資有限会社に関する特別規定（第六五条〜第七一条）
- 第三章 有限会社の持分の譲渡（第七二条〜第七六条）
- 第四章 株式会社の設立および機関（第七七条〜第一二五条）
  - 第一節 設立（第七七条〜第九八条）
  - 第二節 株主総会（第九九条〜第一〇八条）
  - 第三節 取締役会、支配人（第一〇九条〜第一一七条）
  - 第四節 監査役会（第一一八条〜第一二〇条）
  - 第五節 上場会社の機関に関する特別規定（第一二一条〜第一二五条）
- 第五章 株式会社の株式の発行および譲渡（第一二六条〜第一四六条）
  - 第一節 株式の発行（第一二六条〜第一三七条）
  - 第二節 株式の譲渡（第一三八条〜第一四六条）
- 第六章 取締役、監査役、上級管理職の資格および義務（第一四七条〜第一五三条）
- 第七章 社債（第一五四条〜第一六三条）
- 第八章 会社の財務、会計（第一六四条〜第一七二条）
- 第九章 会社の合併、分割、増資、減資（第一七三条〜第一八〇条）
- 第十章 会社の解散および清算（第一八一条〜第一九一条）
- 第十一章 外国会社の支部機関（第一九二条〜第一九八条）
- 第十二章 法的責任（第一九九条〜第二二六条）
- 第十三章 附則（第二二七条〜第二二九条）

## 第一章 総則（第一条～第二条）

第一条〔趣旨〕 会社の組織および行為を規制し、会社、社員・株主および債権者の権利と適法な利益を保護し、社会の経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進するため、この法律を制定する。

第二条〔意義〕 この法律において会社とは、この法律に準拠して中国において設立された有限会社および株式会社をいう。

第三条〔法人性・有限責任〕 ① 会社は、企業法人とし、独立の財産を有し財産権を保有する。会社はその全部の財産を以て債務を負担する。

② 有限会社の社員はその出資額を限度として会社に対し責任を負う。株式会社の株主は、その有する株式引受価格を限度として会社に対し責任を負う。

第四条〔社員の権利〕 会社の社員・株主は、法の定めるところにより、資産の受益権、重要な意思決定に関する議決権および管理者の選任権等を有する。

第五条〔会社の権利と義務〕 ① 会社が営業する際にあたって、法令、社会道徳と商業道徳を遵守し、誠実で信用を守り、政府および社会の監督を受け、社会的責任を負わなければならない。

② 会社の権利および適法な利益は、法律の保護を受け、如何なる者もこれを侵害してはならない。

第六条〔設立登記・審査許可〕 ① 会社を設立するには、法の定めるところにより、登記機関に設立登記を申請しなければならない。

この法律に定める設立要件をみたさなるときは、登記機関は有限会社または株式会社として登記する。

② 法令により会社の設立が審査・許可を経ることを要すると定められるときは、会社の登記前に法の定めるところに

より、審査・許可の手続をとらなければならない。

③ 如何なる者も登記機関に対し会社の登記事項を閲覧することができ、登記機関は、これに応じなければならない。

第七条〔営業許可証〕 ① 登記機関は、法に定めるところにより、設立された会社に営業許可証を発行する。営業許可証の発行日を会社設立の日とする。

② 会社の営業許可証には、商号、住所、登記資本、払込資本金、目的、代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。

③ 会社の営業許可証の記載事項に変更があるときは、会社は、法の定めるところにより、変更登記をしなければならない。登記機関は新たに営業許可証を発行する。

第八条〔商号〕 ① この法律に基づいて設立された有限会社の商号には有限責任会社または有限会社なる文字を明示しなければならない。

② この法律に基づいて設立された株式会社の商号には株式有限会社または株式会社なる文字を明示しなければならない。

第九条〔会社の組織変更〕 ① 有限会社を株式会社に変更する場合は、この法律に定める株式会社の要件をみたさなければならない。株式会社を有限会社に変更する場合は、この法律に定める有限会社の要件をみたさなければならない。

② 有限会社を株式会社に変更し、または株式会社が有限会社に変更する場合は、変更前の会社の債権および債務は変更後の会社がこれを承継する。

第一〇条〔住所〕 会社の住所は、その主たる営業所の所在地にあたるものとする。

第一条〔定款〕 会社を設立するには、法の定めるところにより、定款を作成することを要する。定款は、会社、社員・株主、取締役、監査役、または上級管理職を拘束する。

第二条〔目的〕 ① 会社の目的は、定款において定め、法の定めるところにより、登記する。会社は定款、目的を変更することができる。ただし、変更登記をしなければならない。

② 法令に基づいて審査・許可を受けなければならない会社の目的は、法の定めるところにより、審査・許可を経なければならぬ。

第三条〔代表者〕 会社の代表者は、定款の定めに基づいて、代表取締役、執行取締役または支配人が就任し、法で定めるところにより、登記する。代表者を変更するときは、変更登記をしなければならない。

第四条〔支店および子会社〕 ① 会社は、支店を設けることができる。支店を設けるときは、登記機関に登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。支店は法人格を有せず、その民事上の責任は会社がこれを負う。

② 会社は、子会社を設立することができる。子会社は、法人格を有し、法に基づき独立して民事上の責任を負う。

第五条〔出資〕 会社は、他の企業に出資することができる。法律に別段の定めがある場合を除くほか、出資先の企業の債務につき連帯責任を負う出資者となつてはならない。

第六条〔出資または担保の提供〕 ① 会社が他の企業に出資し、または他人のために担保を提供するときは、定款に基づき、取締役会または、社員総会もしくは株主総会の議決を経る。定款において、出資または担保の総額および個別の出資または担保の金額について限度額を定めているときは、これを超えてはならない。

② 会社が社員・株主または実際の支配者に担保を提供するときは、社員総会または株主総会の決議を経なければならない。

③ 前項に定める社員・株主、または実際の支配者の支配を受けている社員・株主は、前項に定める事項の議決に参加してはならない。議決は、会議に出席する他の社員・株主の有する議決権の過半数を以て行う。

第七条〔職員・労働者に対する義務〕 ① 会社は、職員・労働者の権利および適法な利益を保護し、法の定めるところにより、職員・労働者と労働契約を締結し、社会保険に加入し、労働保護を強化し、生産の安全を実現することを要する。

② 会社は、多様な方法を用いて、職員・労働者の職業育成および職場研修・訓練を強化し、その素質の向上を図らなければならない。

第十八条〔労働組合〕 ① 会社の職員・労働者は、「中華人民共和国労働組合法」に従い、労働組合を組織し、組合活動を通じて、職員・労働者の権利および適法な利益の保護を図る。会社は、社内の労働組合に必要な環境を整備しなければならない。会社の労働組合は、職員・労働者を代表して、賃金、労働時間、福祉、保険および労働安全・衛生等の事項について、法の定めるところにより、会社と労働規約を締結する。

② 会社は、憲法および関連の法律に基づき、職員・労働者代表大会またはその他の方法を通じて、民主的な管理を行う。

③ 会社が再編および経営に関する重大な問題を検討、決定し、または重要な規則制度を制定する場合において、労働組合の意見を聴取し、職員・労働者代表大会またはその他の方法を通じて、職員・労働者の意見および提案を聴取しなければならない。

第十九条〔共産党の活動〕 中国共産党の規約に基づいて、会社内に中国共産党の組織を設立し、党の活動をする。会社は党の組織活動のために必要な環境を整備しなければならない。

第二〇条〔社員・株主の権利濫用の禁止〕 ① 社員・株主は、法令、定款を遵守し、法の定めるところにより、権利を行使しなければならない。社員・株主は、その権利を濫用し、会社またはその他の社員・株主の利益を損なってはならない。会社の法人格および社員・株主の有限責任を濫用し、会社の債権者の利益を損なってはならない。

② 社員・株主がその権利を濫用し、会社または他の社員・株主損害を与えたときは、法の定めるところにより、賠償責任を負わなければならない。

③ 社員・株主が法人格および社員・株主の有限責任を濫用し、債務を逃れることにより、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない。

第二一条〔支配社員・株主等の地位濫用の禁止〕 ① 会社の支配社員・株主、実際の支配者、取締役、監査役、上級管理職はその地位を利用し、会社の利益を損なってはならない。

② 前項の規定に違反し、会社に損害を与えたときは、賠償責任を負わなければならない。

第二二条〔決議等の無効〕 ① 法令に違反した会社の社員総会または株主総会、取締役会の決議は無効とする。

② 社員総会、株主総会または取締役会の招集手続、議決方法が法令または定款に違反し、または決議が定款に違反したときは、社員・株主は決議の日から六〇日以内に人民裁判所にその取消を請求することができる。

③ 社員・株主が前項の規定に従い訴えを提起したときは、人民裁判所は会社の請求に応じて、社員・株主に相当の担保の提供を命ずることができる。

④ 会社が社員総会、株主総会または取締役会の決議に基づき、変更登記を行った場合、人民裁判所が決議の無効、取消の訴えを認めるときは、会社は、登記機関に変更登記の取消を申請しなければならない。

第二章 有限会社の設立と機関（第二三条～第七一条）

第一節 設立（第二三条～第三六条）

第二三条〔設立要件〕 有限会社の設立は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 社員数が法定数に合致すること。
- 二 社員の出資総額が法定最低資本金に達すること。
- 三 社員が共同して定款を作成すること。
- 四 商号を有し、会社に合致する機関が設けること。
- 五 住所を有すること。

第二四条〔社員の総数制限〕 有限会社は五〇人以下の社員が出資することによって設立する。

第二五条〔定款の絶対的記載事項〕 ① 有限責任会社の定款には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 商号および住所
- 二 目的
- 三 登記資本
- 四 社員の名称
- 五 社員の出資形態、出資額および出資の日
- 六 会社の機関およびその選任方法、権限、議事規則
- 七 会社の代表者

八 社員総会が記載する必要があると認めるその他の事項

② 社員は定款に署名、捺印しなければならない。

第二六条〔最低資本金〕 ① 有限会社の登記資本は、登記機関に登録した社員全員が引き受けた出資金の総額とする。社員の第一回出資額は、登記資本の五分の一にあたる金額を下回ってはならず、また法定の登記資本最低限度額を下回ってはならない。社員が会社の成立した日から二年以内にその残額を払い込まなければならない。但し、出資者が会社であるときは五年以内にその残額を払い込むことができる。

② 有限会社の登記資本の最低限度額は三万人民元とする。法令が最低限度額より高額と定めるときは、これに従う。

第二七条〔出資の形態〕 ① 出資者は、金銭で出資し、また有体財産、知的財産権、土地利用権等法の定めるところにより、譲渡できる貨幣価値を有する非金銭的な財産を評価し出資することもできる。ただし、法令により出資してはならない財産であるときは、この限りでない。

② 出資として給付された非金銭的な財産はこれを評価して、金額を決めるものとし、不当の評価をしてはならない。評価について法令に定めがあるときは、その定めに従う。

③ 社員の金銭出資による額は登記資本の一〇分の三にあたる金額を下回ってはならない。

第二八条〔出資の履行〕 ① 出資者は期限通りに、定款に定めるその引受をなした出資額を払込まなければならない。金銭で出資する者は、金銭出資の全額を設立しようとする有限会社が銀行に開設した口座に払込みをしなければならない。非金銭的な財産を給付する出資者は、法の定めるところにより、財産権の移転手続を行わなければならない。

② 前項の規定に基づいて出資しない者は、会社に出資の全額を払い込むほか、期間内に全額を出資した者に対して契

約違反の責任を負わなければならない。

第二九条〔出資の監査〕 出資者が全部の払込をなした後、法の定めるところにより、設立された出資の監査機関は出資の監査を行い、かつ証明書を発行することを要する。

第三〇条〔設立の登記〕 出資者の全員が選任する代表者またはその委任を受ける代理人は、第一回の出資が、出資監査機関の監査を経た後、登記機関に登記の申請書、定款、出資の監査証明書等の書類を提出し、設立登記を申請する。

第三一条〔現物出資の差額補填責任〕 ① 有限会社の成立後、出資として給付された非金銭的な財産の実価が定款に定める価額に著しく不足するときは、これを給付した社員は、その差額を填補し、会社の設立当時のその他の社員もこれにつき連帯して責任を負わなければならない。

第三二条〔出資証明書の発行〕 有限会社は、その成立後、社員に出資証明書を発行しなければならない。出資証明書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 商号
  - 二 成立の年月日
  - 三 登記資本
  - 四 社員の名称、払込・給付済みの出資額および払込・給付年月日
  - 五 出資証明書の番号と発行年月日
- ② 会社は出資証明書に捺印する。

第三三条〔社員名簿〕 ① 有限会社は、次に掲げる事項を記載した社員名簿を備え置かなければならない。

一 社員の名称および住所

二 社員の出資額

三 出資証明証の番号

② 社員名簿に記載されている社員は、社員名簿に基づいて社員権を行使することができる。

③ 会社は、登記機関に社員の名称およびその出資額を登記しなければならない。登記事項が変更するときは、変更登記をしなければならない。登記または変更登記を経ない限り、これを以て第三者に対抗することができない。

第三四条〔定款等の閲覧・複写〕 ① 社員は、定款、社員総会議事録、取締役会の決議、監査役会の決議および財務会計報告を閲覧し複写することができる。

② 社員は、会社に会計帳簿の閲覧を請求することができる。社員は、会社に会計帳簿の閲覧を請求するときは、書面を以てこれをなし、その目的を説明しなければならない。会計帳簿の閲覧が不当な目的のためにあり、会社の適法な利益を損なうと認められる合理的な根拠があるときは、会社はこれを拒否することができる。ただし、書面による請求の日から一五日以内に社員に書面により回答し、その理由を説明しなければならない。会社が閲覧を拒否したときは、社員は人民裁判所に閲覧を請求することができる。

第三五条〔利益配当・出資引受権〕 社員は、出資の口数に応じて利益配当を受ける。会社が資本を増加するときは、社員は、優先的に出資の口数に応じて出資の引受けをなすことができる。ただし、社員全員が出資の口数に応じて利益配当をせず、または優先的に出資の引受けをしない約定があるときは、この限りでない。

第三六条〔出資払戻の禁止〕 社員は、会社の成立後、出資の払戻をしてはならない。

第二節 機関（第三七条～第五七条）

第三七条〔社員総会〕 有限会社の社員総会は、社員全員からなる。社員総会は会社の意思決定機関とし、この法律に基づいて権限を行使する。

第三八条〔社員総会の権限〕 社員総会は、次に掲げる権限を行使する。

- 一 経営方針および投資計画の決定
  - 二 職員・労働者代表が就任する以外の取締役および監査役の選任と解任、取締役および監査役の報酬に関する事項の決定
  - 三 取締役会の報告の審議と承認
  - 四 監査役会または監査役の報告の審議と承認
  - 五 年度財務予算案および決算案の審議と承認
  - 六 利益処分案または欠損補填案の審議と承認
  - 七 登記資本の増加または減少についての決議
  - 八 社債発行の決議
  - 九 合併、分割、解散、清算または会社形態の変更についての決議
  - 一〇 定款の変更
  - 二 定款に定めるその他の権限
- ② 前項に定める事項について、社員全員の一致した署名、捺印の書面による同意があるときは、社員総会を招集することなくこれを決定することができる。

第三九条〔第一回の社員総会〕 持分の最も多い社員が第一回の社員総会を招集し議長を務め、この法律に基づいて権限を行使する。

第四〇条〔総会の招集権者〕 ① 社員総会には、定時総会および臨時総会がある。

② 定時総会は、定款の定めに基づき招集しなければならない。一〇分の一以上の議決権を有する社員もしくは三分の一以上の取締役、または監査役会を設けていない会社の監査役が臨時総会の招集を請求するときは、これを招集しなければならない。

第四一条〔総会の議長〕 ① 取締役会を設ける有限会社の社員総会は、取締役会がこれを招集し、代表取締役がその

議長をつとめる。代表取締役が職務を執行できずまたは執行しないときは、副代表取締役が議長をつとめる。副代表取締役が職務を執行できずまたは執行しないときは、過半数の取締役が取締役一人を議長に指名する。

② 取締役会を設けていない有限会社では、執行取締役は、社員総会を招集し、その議長をつとめる。

③ 取締役会または執行取締役が社員総会を招集できずまたは招集しないときは、監査役会、または監査役会を設けていない会社の監査役がこれを招集し、議長をつとめる。監査役会または監査役がこれを招集しないときは、一〇分の一以上の議決権を有する社員が招集し、議長をつとめることができる。

第四二条〔社員総会の通知等〕 ① 社員総会を招集するときは、会日から一五日前までに各社員に通知を発しなければならない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 社員総会は、議事録については、議事録を作成し、会議に出席する社員はこれに署名しなければならない。

第四三条〔社員の議決権〕 社員は、社員総会においてその出資の口数に応じて議決権を行使する。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第四四条〔社員総会の議事方法〕① 社員総会の議事の進行規則および決議方法は、この法律に定めがある場合を除くほか、定款においてこれを定める。

② 定款の変更、登記資本の増加または減少、分割、合併、解散または会社形態の変更の決議について、社員総会は、議決権の三分の二以上の多数を以てこれを行わなければならない。

第四五条〔取締役会・取締役の選任〕① 有限会社は取締役会を設けることとし、取締役員数は三人ないし一三人とする。ただし、第五条に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 二つ以上の国有企業またはその他の国有の出資者が設立する有限会社の取締役には、会社の職員・労働者の代表を含まなければならない。職員・労働者の代表は、その他の有限会社の取締役を担当することができる。取締役会における職員・労働者の代表は、職員・労働者代表大会、職員・労働者総会またはその他の方法を通じて民主的にこれを選任する。

③ 取締役会には代表取締役一人を設けることとし、副取締役を設けることができる。代表取締役、副代表取締役の選任方法は定款においてこれを定める。

第四六条〔取締役の任期〕① 取締役の任期は定款においてこれを定める。ただし、一期は三年を超えてはならない。任期満了後、再任を妨げない。

② 取締役の任期満了にもかかわらず改選せず、または任期中の辞任により取締役の員数が定員を下回ったときは、新たに選任される取締役が就任するまでに、取締役は、法令および定款に基づいて、その職務を履行しなければならない。

第四七条〔取締役会の権限〕 取締役会は、社員総会に対して責任を負い、次に掲げる権限を行使する。

- 一 社員総会の招集、社員総会に対する業務報告
  - 二 社員総会決議の執行
  - 三 経営計画および投資案の決定
  - 四 年度財務予算案および決算案の作成
  - 五 利益処分案と欠損填補案の作成
  - 六 登記資本の増加案または減少案および社債発行案の作成
  - 七 合併、分割、解散または会社形態の変更案の作成
  - 八 内部管理部署の設置の決定
  - 九 支配人の選任または解任およびその報酬の決定、支配人の推薦を受ける副支配人、財務責任者の選任または解任およびそれらの報酬の決定
  - 一〇 定款に定めるその他の権限
  - 一一 会社の基本管理制度の策定
- 第四八条〔取締役会の招集手続〕 代表取締役が取締役会を招集し、その議長をつとめる。代表取締役が職務を執行できずまたは執行しない場合は、副代表取締役がこれを招集し、議長をつとめる。副取締役も職務を執行できずまたは執行しないときは、過半数の取締役が選任した一人の取締役は、取締役会を招集し議長をつとめる。
- 第四九条〔議事方法〕 ① 取締役会の議事進行規則および議決方法は、この法律に定めがある場合を除くほか、定款においてこれを定める。

- ② 取締役会は、議事につき議事録を作成し、会議に出席する取締役は、これに署名しなければならない。

- ③ 取締役会の決議については、取締役は一人につき一議決権を有する。
- 第五〇条〔支配人の選任と権限〕 有限会社は、支配人を設けることができ、取締役会がその選任または解任をする。支配人は、取締役会に対して責任を負い、次に掲げる権限を行使する。
- 一 経営管理業務の指揮監督、取締役会決議の執行
  - 二 年度経営計画および投資案の実行
  - 三 会社の内部管理部署の設置案の作成
  - 四 会社の基本管理制度案の作成
  - 五 会社の具体的な規則の作成
  - 六 副支配人および財務の責任者の選任または解任の提案
  - 七 取締役会の選任または解任すべき者以外の管理者の選任または解任
  - 八 取締役会が授与するその他の権限
- ② 支配人の権限について、定款に別段の定めがあるときは、その定めに従う。
- ③ 支配人は取締役会に出席する。
- 第五一条〔業務執行取締役〕 社員数が少なくまたは規模が小さい有限会社は、取締役会を設けずに業務執行取締役一人を置くことができる。業務執行取締役は、支配人を兼任することができる。
- ② 執行取締役の権限は、定款においてこれを定める。
- 第五二条〔監査役会〕 ① 有限会社は、監査役会を設けることとし、その員数は三人を下回ってはならない。社員数が少なくまたは規模が小さい有限会社は、監査役会を設けずに、監査役一人または二人を置くことができる。

② 監査役会は、社員代表と一定割合の職員・労働者の代表からなる。職員・労働者の代表の具体的な割合は、定款においてこれを定め、三分の一を下回ってはならない。監査役会の職員・労働者の代表は、職員・労働者代表大会、職員・労働者総会またはその他の方法を通じて民主的にこれを選任する。

③ 監査役会は、主席一人を設けることとし、監査役の過半数をもってこれを選任する。監査役会の主席は、監査役会を招集し、議長をつとめる。監査役会の主席が職務を執行できず、または執行しないときは、過半数の監査役が指名した監査役一人は、監査役会を招集し議長をつとめる。

④ 取締役、上級管理職は、監査役を兼任してはならない。

第五三条〔監査役の任期〕 ① 監査役の任期は三年とする。任期満了後、再任を妨げない。

② 監査役の任期満了にもかかわらず改選せず、または任期中の辞任により監査役会の員数が定員を下回ったときは、監査役は、新たに選任される監査役が就任するまでに、法令および定款に基づいて、その職務を履行しなければならぬ。

第五四条〔監査役会、監査役の権限〕 監査役会または監査役会を設けていない会社の監査役は、次に掲げる権限を行使する。

一 財務の監査

二 取締役、上級管理職の業務執行の監督、法令、定款または社員総会の議決に違反した取締役、上級管理職の解任案の提出

三 会社の利益を害する取締役および上級管理職の行為の是正要求

四 臨時社員総会の招集請求、取締役会がこの法律に基づいて社員総会を招集しないときは、社員総会の招集と主宰

五 社員総会に対する提案

六 第一五二条の規定に基づく取締役、上級管理職に対する訴えの提起

七 定款に定めるその他の権限

第五五条〔監査役の権限〕 ① 監査役は、取締役会に出席し、議について質問しまたは提案することができる。

② 会社の経営状態が正常でないときは、監査役会、監査役会を設けていない会社の監査役は、これを調査することができる。必要があるときは、会社の費用で会計事務所等に協力を求めることができる。

第五六条〔監査役会の招集〕 ① 監査役会は、少なくとも年に一回招集し、監査役は、臨時監査役会の招集を請求することができる。

② 監査役会の議事の進行規則および決議方法は、この法律に定めがある場合を除くほか、定款においてこれを定める。

③ 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行わなければならない。

④ 監査役会は、議事につき議事録を作成し、会議に出席する監査役は、これに署名しなければならない。

第五七条〔監査役会の費用〕 監査役会、監査役会を設けていない会社の監査役の権限行使に必要な費用は、会社がこれを負担する。

第三節 一人会社に関する特別規定

第五八条〔適用および定義〕 ① 一人会社の設立およびその機関については、この節の規定を適用する。この節に定

めがないときは、この章第一、二節の規定を準用する。

② この法律において一人会社とは、社員が自然人一人または法人一つである有限会社をいう。

第五九条〔最低資本金〕 ① 一人会社の最低登記資本金は、一〇万人民元とする。社員は、定款に定める出資額を一括して払い込まなければならない。

② 一人の自然人は、一人会社を一家のみ設立することができる。一人会社は、新たに一人会社を設立してはならない。

第六〇条〔一人会社の明記〕 一人会社は、会社の登記簿および営業許可証には、自然人による出資か、または法人による出資かを明記しなければならない。

第六一条〔定款の作成〕 一人会社の定款は、社員が作成する。

第六二条〔社員総会の不設置〕 一人会社は、社員総会を設けないものとする。社員が第三八条第一項に掲げる事項を決定するときは、書面によらなければならない。書面は、社員が署名したうえ、会社に備え置かなければならない。

第六三条〔財務会計報告〕 一人会社は、会計年度の終了時、財務会計報告を作成し会計士事務所の監査を受けなければならない。

第六四条〔社員の連帯責任〕 一人会社の社員が、会社の財産が自己の財産から独立していることを証明できないときは、会社の債務について会社と連帯して責任を負わなければならない。

#### 第四節 国有独資有限会社に関する特別規定

第六五条〔定義〕 ① 国有独資有限会社の設立およびその機関は、この節の規定を適用する。この節に定めがないときは、この章第一、二節の規定を準用する。

② この法律において国有独资有限公司とは、国が単独で出資し、國務院または地方人民政府の授權を受けた同級の人民政府の国有資産監督管理機関が出資者としての権限を行使する有限公司をいう。

第六六条〔定款〕 国有独资有限公司の定款は、国有資産監督管理機関がこれを作成し、または取締役会が作成して、国有資産監督管理機関の審査・許可を受ける。

第六七条〔社員總會の不設置〕 ① 国有独资有限公司は、社員總會を設けず、国有資産監督管理機構が社員總會の権限を行使する。国有資産監督管理機関は会社の取締役に授權して社員總會の権限の一部を行使させ、会社の重大な事項を決定することができる。ただし、会社の合併、分割、解散、登録資本金の増加または減少および社債の発行については、国有資産監督管理機関の決定を経なければならない。重要な国有独资有限公司の合併、分割、解散、破産の申立について、国有資産監督管理機関の審査を経た後、同級の人民政府の許可を得なければならない。

② 前項でいう重要な国有独资有限公司は、國務院の規定において定める。

第六八条〔取締役会の新設〕 国有独资有限公司は、取締役会を設けることとし、取締役会は、第四七条、第六七条の規定に基づいて権限を行使する。取締役会の任期は三年を超えないとする。取締役には職員・労働者の代表が含まなければならない。

② 国有資産監督管理機関が取締役を派遣する。ただし、職員・労働者代表の取締役は、職員・労働者代表大会で選任する。

③ 取締役会は、代表取締役一名を設けることとし、副代表取締役を設けることができる。国有資産監督管理機関は、取締役から代表取締役、副代表取締役を指名する。

第六九条〔支配人〕 ① 国有独资有限公司は、支配人を設けることとし、取締役会は支配人を選任しまたは解任す

る。支配人は、第五〇条に基づいて権限を行使する。

② 国有資産監督管理機関の同意を経て、取締役は、支配人を兼任することができる。

第七〇条〔取締役および支配人のその他の経営組織での兼任の禁止〕 国有独資有限会社の代表取締役、副代表取締役、取締役、上級管理職は、国有資産監督管理機関の同意を経ることなく、他の有限会社、株式会社またはその他の経営組織において兼任してはならない。

第七一条〔監査役会〕 ① 国有独資有限会社の監査役会の監査役は、五名を下回ってはならない。職員・労働者代表の具体的な割合は、定款がこれを定め、三分の一を下回ってはならない。職員・労働者代表

② 国有資産監督管理機関が、監査役を派遣する。ただし、職員・労働者代表の監査役は職員・労働者代表大会で選任する。国有資産監督管理機関が監査役から監査役会の主席を指名する。

③ 監査役会は、第五四条第一項第三号から第三号に定める権限および国務院が定めるその他の権限を行使する。

### 第三章 有限会社の持分譲渡

第七二条〔持分の譲渡・社員の優先買取権〕 ① 有限会社の社員は、その持分の全部または一部を他の社員に譲渡することができる。

② 社員がその持分を第三者に譲渡するときは、他の社員の過半数の同意を得なければならない。持分を譲渡する社員は、他の社員に書面による通知を発してその同意を求めなければならない。他の社員が書面の通知を受領した日から三〇日以内に回答しないときは、その譲渡に同意したものとみなす。過半数を超える社員が譲渡に同意しないときは、これを買取らなければならない。買取らないときは、譲渡に同意したものとみなす。

- ③ 社員は、同等な条件で、譲渡の同意を経た持分を買い取ることができる。二名以上の社員が買い取るときは、協議してその買取の割合を決定する。協議が整わないときは、その出資の割合に応じて買い取る。
- ④ 定款に持分の譲渡について別段の定めがあるときは、その定めに従う。
- 第七三条〔強制執行手続きによる持分譲渡〕 人民裁判所が法律に定める強制執行手続に従い社員の持分を譲渡するとき、会社および社員全員に通知しなければならない。社員は、同等の条件で優先して買い取ることができる。社員が人民裁判所の通知を受けた日から二〇日以内にその権利を行使しないときは、これを放棄したものとみなす。
- 第七四条〔定款等の修正〕 持分が第七二条、第七三条に基づいて譲渡された後、会社は、譲渡人の出資証明書を取消し、譲受人に出資証明書を発行し、定款および社員名簿の社員と出資額に関する記載を変更しなければならない。定款の変更は、社員総会の議決を経らないものとする。
- 第七五条〔持分買取請求〕 ① 次の各号に掲げる事由があるときは、社員総会の決議に反対した社員は、会社に対して適正な価格でその持分の買取を請求することができる。
- 一 会社が五年連続して利益を上げ、この法律に定める利益配当の要件を満たしたにもかかわらず、利益配当を行わないとき。
- 二 合併、分割または主たる財産譲渡があるとき。
- 三 定款に定める営業期間が満了し、またはその他の解散事由が生じ、社員総会が定款変更の決議を経て会社を存続させるとき。
- ② 社員総会の決議の日から六〇日以内に、持分の買取について会社と社員との協議が整わないときは、決議の日から九〇日以内に人民裁判所に訴えを提起することができる。

第七六条〔相続〕 自然人の社員が死亡した後、その適法な相続人は、社員の資格を承継することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

## 第四章 株式会社の設立および機関

### 第一節 設立

第七七条〔設立要件〕 株式会社の設立には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 発起人が法定数に合致すること。
- 二 発起人が引き受けをなし、公募して得る資本金が法定最低資本金に達すること。
- 三 株式の発行、設立の事項が法律に合致すること。
- 四 発起人が定款を作成する。募集設立のときは、創立総会の承認を経ること。
- 五 商号を有し、株式会社の要件に合致する機関を設けること。
- 六 住所を有すること。

第七八条〔設立方法〕 ① 株式会社は、発起設立または募集設立によって設立することができる。

② 発起設立とは、発起人が会社の発行すべき全部の株式を引受けて株式会社を設立することをいう。

③ 募集設立とは、発起人が会社の発行すべき株式の一部を引き受けて、その残部を公募しまたは特定の者に募集して株式会社を設立することをいう。

第七九条〔発起人〕 ① 株式会社の設立には、二名以上二百名以下の発起人を有しなければならない。ただし、その

うちの過半数は国内に住所を有することを要する。

第八〇条〔発起人の義務〕 ① 株式会社の発起人は、会社の設立の準備事務を担当する。

② 発起人は、発起人取決めを締結し、会社の設立過程における各々の権利および義務を明確にしなければならない。

第八一条〔登記資本金〕 ① 発起設立の方法で設立される株式会社の登記資本金は、会社の登記機関で登記され、発起人全員の引受をなした資本金の総額とする。発起人の第一回出資額は、登記資本金の五分の一に当たる金額を下回ってはならない。会社の成立する日から二年以内にその残額を払込まなければならない。出資者が投資会社であるときは五年以内にその残額を払込むことができる。残額を払込むまで、第三者に対して株式を発行してはならない。

② 募集設立の方法で設立される株式会社の登記資本金は、登記機関に登記される払込済みの資本金の総額とする。

③ 株式会社の最低登記資本金は、五百万人民元とする。法令が最低登記資本金について最低限度額より高額と定めるときは、これに従う。

第八二条〔定款の記載事項〕 株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 商号および住所
- 二 目的
- 三 設立形態
- 四 株式総数、一株の金額および登記資本
- 五 発起人の名称およびその引受の株式数、出資形態および出資年月日
- 六 取締役会の構成、権限および議事規則
- 七 会社の代表者

八 監査役会の構成、権限および議事規則

九 利益配当の方法

一〇 解散事由および清算方法

二 通知および公告の方法

三 株主総会が定める必要があると認めるその他の事項

第八三条〔出資の形態〕 発起人の出資形態は、第二七条の規定を準用する。

第八四条〔発起設立〕 ① 発起設立により株式会社を設立する発起人は、書面で定款に定める発行株式を引き受けな

ければならない。一括払込をなす場合は、遅滞なくその出資の全額の払込を、分割して払込をなす場合は、遅滞なく第一回の出資額の払込をなさなければならない。非金銭的な出資をするときは、法の定めるところにより、財産権の移転手続を行わなければならない。

② 発起人が前項の規定に基づいて出資金の払込をしないときは、発起人の取決めににより契約違反の責任を負わなければならない。

③ 第一回の出資金の払込をなした後、発起人は、取締役および監査役を選任し、取締役会は、登記機関に定款を提出し、法の定めるところにより、設立した出資監査機関発行の出資監査証明書および法令に定めるその他の書類を提出し、設立登記を申請するものとする。

第八五条〔募集設立〕 募集設立により株式会社を設立する発起人が引受をなすべき株式数は、株式総数の二〇分の七に当たる株数を下回ってはならない。ただし、法令に別段の定めがあるときは、その定めに従う。

第八六条〔目論見書・株式申込証〕 発起人は、株式を公募するときは、目論見書を公告し、株式申込書を作成するこ

とを要する。株式申込証には第八七条に掲げる事項を記載し、引受人は、引受の株数、金額、住所を記載し、署名、捺印しなければならない。引受人は引受の株数に応じて株金の払込をなす。

第八七条〔目論見書の記載事項〕 目論見書には、次に掲げる事項を記載し、発起人の作成する定款を添付しなければならない。

一 発起人の引受けをなした株式数

二 一株の額面額および発行価額

三 無記名株券の発行総数

四 募集資金の用途

五 株式引受人の権利義務

六 株式の募集期間、および期間内に募集が完了しないときは株式引受人が株式の引受を撤回しうる旨

第八八条〔株式の公募〕 株式を公募するときは、発起人は、法の定めるところにより、設立された証券経営機関と委託販売取決めを取交わして、委託販売しなければならない。

第八九条〔払込取扱銀行〕 ① 発起人が株式を公募するときは、銀行と株金払込取扱の取決めを取り交わさなければならない。

② 払込取扱銀行は、取決めに基づき株金払込の取扱と保管を行い、株金の払込をなした株式引受人に払込金保管証を交付し、関係部門に保管証明を発行する義務を負う。

第九〇条〔創立総会の招集・引受人の株金返還請求権〕 ① 株金の払込後、法定の出資監査機関は、これを出資監査して証明書を発行しなければならない。発起人は、払込後三〇日以内に、創立総会を招集しなければならない。創立

総会は、発起人、株式引受人からなる。

- ② 目論見書に定める期日を超えても株式の募集が完了せず、または株金の払込後三〇日以内に発起人が創立総会を召集しないときは、株式引受人は発起人に払込をなした株金に同期間の銀行預金利息を加算した額の返還を請求することができる。

第九一条〔創立総会の通知、権限、決議〕① 発起人は、創立総会の招集日から一五日前までに各株式引受人に会日の通知を発しまたはこれを公告しなければならない。創立総会は、株式総数の過半数にあたる株式の引受人が出席することによって成立する。

② 創立総会は、次に掲げる権限を行使する。

- 一 発起人の会社設立状況に関する報告の審議
  - 二 定款の承認
  - 三 取締役の選任
  - 四 監査役の選任
  - 五 設立経費の審査
  - 六 発起人が給付した財産の評価に対する審査
  - 七 不可抗力または経営条件につき生じた重大な変化が直接に会社設立に影響を及ぼす場合、会社設立の中止決議
- ② 創立総会が前項に掲げる事項について行う決議は、会議に出席する株式引受人の保有する議決権の過半数を以てなすことを要する。

第九二条〔払戻の禁止〕 株金の払込をなし、または株金に当てる出資をなした発起人および株式引受人は、期間内に

株式の募集が完了せず、発起人が期間内に創立総会を招集せず、または創立総会において会社設立の中止決議がある場合を除くほか、出資金を払戻してはならない。

第九三条〔設立登記の申請〕① 取締役会は、創立総会の終了後三〇日以内に、登記機関に次に掲げる書類を提出して設立登記を申請しなければならない。

一 会社登記の申請書

二 創立総会の議事録

三 定款

四 出資監査証明

五 代表者、取締役、監査役の辞令およびその身分証明書

六 発起人の法人資格証明書または自然人の身分証明書

七 会社の住所証明

② 募集方法により設立される株式会社が株式を公募するときは、登記機関に国務院証券監督管理機関の認可書類を提出しなければならない。

第九四条〔発起人の連帯責任〕① 株式会社の成立後、発起人が定款の定めに基づいて、出資の全額の払込をなさらなかったときは、払込を追完しなければならない。これにつき、その他の発起人は連帯して責任を負う。

② 株式会社の成立後、会社設立のために出資された非金銭的な財産の実際の価額が定款に定める価額より著しく下回るものが判明された場合、発起人が差額を補充し、他の発起人は連帯して責任を負う。

第九五条〔発起人の責任〕 株式会社の発起人は、次に掲げる責任を負わなければならない。

一 会社が成立しなかったときは、設立行為により生じた債務および費用につき連帯して責任を負うこと。  
二 会社が成立しなかったときは、株式の払い込みをなした株式引受人に株金と同期間の銀行預金利息を加算した額の返還につき連帯して責任を負うこと。

三 発起人は、会社の設立過程において、その過失により会社を与えた損害につき賠償責任を負うこと。

第九六条〔組織変更の会社の株式総額〕 有限会社が株式会社に組織変更するときは、株式に換算された資本金は、会社の純資産額を上回ってはならない。株式会社に組織変更する有限会社が資本を増加するため株式を公募するとき、法の定めるところにより、これを行わなければならない。

第九七条〔定款、株主名簿などの備置〕 株式会社は、定款、株主名簿、社債名簿、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録および財務会計報告書を会社に備置しなければならない。

第九八条〔閲覧権〕 株主は、定款、株主名簿、社債原簿、株主総会議事録、取締役会決議、監査役会決議および財務会計報告書を閲覧し、会社の経営につき提案しまたは質問を提出することができる。

## 第二節 株主総会

第九九条〔株主総会〕 株主総会は、全員の株主からなる。株主総会は、会社の最高意思決定機関として、この法律に基づいて権限を行使する。

第一〇〇条〔株主総会の権限〕 有限会社の社員総会の権限に関する第三八条第一項の規定は、株式会社の株主総会に準用する。

第一〇一条〔定時総会・臨時総会〕 株主総会は、毎年一回、定時総会を招集しなければならない。次の各号に掲げる

事由の一つがあるときは、二ヶ月以内に臨時株主総会を招集しなければならない。

一 取締役の欠員がこの法律に定める人数、または定款に定める人数の三分の二に達するとき。

二 会社の累計欠損額が資本総額の三分の一にあたる金額に達するとき。

三 会社の発行済み株式総数の一〇分の一以上にあたる株式を有する株主から請求のあるとき。

四 取締役会が必要と認めるとき。

五 監査役会が招集を請求するとき。

六 定款に定めるその他の事由があるとき。

第一〇二条〔総会の招集〕 ① 取締役会は、株主総会を招集し、代表取締役が議長をつとめる。代表取締役が職務を

執行できず、または執行しない場合は、副代表取締役が議長をつとめる。副代表取締役が職務を執行できず、または執行しない場合は、過半数の取締役が一名の取締役を議長に指名する。

② 取締役会が株主総会を招集できずまたはしないときは、監査役会がこれを招集し、議長をつとめる。監査役会が株主総会を招集できず、またはしないときは、引続き九〇日以上、一〇分の一以上の株式を単独または合計して有する株主は、自ら招集し、議長をつとめることができる。

第一〇三条〔株主総会の招集通知〕 ① 株主総会の招集に際して、会日から二〇日前までに各株主に会日、場所、審議事項についての通知を発しなければならない。臨時株主総会の招集に際して、会日の一五日前までに各株主に通知を発しなければならない。無記名株券を発行するときは、会日の三〇日前までに会議の期日、場所および審議事項を公告しなければならない。

② 単独または合計して百分の三以上の株式を有する株主は、株主総会の会日から一〇日前までに書面を以て臨時の議

案を取締役に提出することができる。取締役会は、これを受領してから二日以内に他の株主に通知を発し、株主総会の審議に提出しなければならない。臨時議案の内容は、株主総会の権限範囲に属し、かつ明確な議題および具体的な決議事項でなければならない。

③ 前二項の通知に掲げていない事項につき、株主総会で決議をなしてはならない。

④ 無記名株券の所持人は株主総会に出席するときは、会日の五日前より株主総会の閉会まで株券を会社に供託しなければならない。

第一〇四条〔株主総会の決議〕 ① 株主総会に出席する株主は、一株につき一議決権を有する。ただし、会社の自己株には議決権を有しない。

② 株主総会の決議は、会議に出席する株主の有する議決権の過半数を以てこれをなすことを要する。ただし、定款の修正、登録資本金の増加もしくは減少の決議、および合併、分割、解散または会社形態の変更についての株主総会の決議は、会議に出席する株主の有する議決権の三分の二以上の多数を以てこれをなすことを要する。

第一〇五条〔重要事項の議決〕 会社の重要な財産を譲渡し、譲り受けまたは対外に担保を提供する場合において、この法律および定款に基づいて、株主総会の決議を経なければならないときは、取締役会は、ただちに株主総会を招集してこれを行わなければならない。

第一〇六条〔累積投票制〕 ① 株主総会が取締役および監査役を選任する場合、定款の定めまたは株主総会の決議に基づき、累積投票制度を採ることができる。

② この法律にいう累積投票制度とは、株主総会が取締役または監査役を選任する場合に、一株につき、選任される取締役または監査役の人数と同数の議決権を有し、株主がその有する議決権を集中的に使用することができることを指

す。

第一〇七〔代理出席〕 株主は、代理人に株主総会の出席を委任することができる。ただし、代理人は、会社に株主の委任状を提出し、授權の範囲内で議決権を行使しなければならない。

第一〇八条〔議事録〕 ① 株主総会は、決定事項について議事録を作成し、議長、会議に出席する取締役は、これに署名しなければならない。議事録は、会議に出席する株主の署名簿および代理出席の委任状とともに一括して保存しなければならない。

### 第三節 取締役会、支配人

第一〇九条〔取締役会の構成および権限〕 ① 株式会社は、取締役会を設けることとし、取締役は五人ないし一九人とする。

② 取締役には、職員・労働者代表を含むことができる。職員・労働者代表は、職員・労働者代表大会、職員・労働者大会またはその他の方法を通じて民主的に選任する。

③ 有限会社の取締役の任期に関する第四六条の規定は、株式会社の取締役のそれに準用する。

④ 有限会社の取締役会の権限に関する第四七条の規定は、株式会社の取締役会もそれに準用する。

第一一〇条〔正・副代表取締役〕 ① 取締役会は代表取締役一人を設けるものとし、副代表取締役を置くこともできる。代表取締役および副代表取締役は、取締役会の過半数を以てこれを選任する。

② 代表取締役は、取締役会会議を招集し、議長を務め、決議の実施状況を監督する。副代表取締役は、代表取締役の業務執行を補佐し、代表取締役が職務を執行できずまたは執行しない場合は、副代表取締役がこれを執行する。副代

表取締役が職務を執行できずまたは執行しない場合は、過半数の取締役の指名を受けた一人の取締役がその権限を行使する。

第二十一条〔取締役会の招集〕 ① 取締役会は、一年に二回以上招集し、会日から一〇日前までに各取締役および各監査役に通知を発しなければならない。

② 一〇分の一以上の議決権を有する株主、三分の一以上の取締役または監査役は、取締役会臨時会議の招集案を提出することができる。代表取締役は、招集案を受けてから一〇日以内にこれを招集し、議長をつとめなければならない。

③ 取締役会は、臨時会議の招集につき、別段の通知方法および期限を定めることができる。

第十二条〔取締役の決議〕 取締役会は、過半数の取締役が出席しなければならない。取締役会の決議は、取締役の過半数を以てこれを行わなければならない。

② 取締役会の議決について、取締役は一人につき一議決権を有する。

第十三条〔取締役会の出席〕 ① 取締役は自ら取締役会に出席しなければならない。取締役は、事由があつて出席できない場合、書面を以て他の取締役に代理出席を委任することができる。ただし、委任状には授權範囲を明記しなければならない。

② 取締役会は、会議の決定事項について議事録を作成し、会議に出席する取締役は、それに署名しなければならない。

③ 取締役は、取締役会の決議につき責任を負わなければならない。決議が法令または定款、株主総会の決議に違反し、会社に重大な損害を与えるときは、決議に参加する取締役は、会社に対して賠償責任を負う。ただし、議決に異

議を述べ、その旨を議事録に記載することが証明されたときは、この限りでない。

第一四条〔支配人〕 ① 株式会社に支配人を設けることとし、取締役会がこれを選任しまたは解任する。

② 有限会社支配人の権限に関する第五〇条の規定は、株式有限会社の支配人のそれに準用する。

第一五条〔支配人の兼任〕 取締役会は、取締役と支配人の兼任を決定することができる。

第一六条〔取締役等への貸付の禁止〕 会社は、直接または子会社を通じて、取締役、上級管理職に貸付を提供してはならない。

第一七条〔報酬等の開示義務〕 会社は、取締役、監査役、上級管理職が会社から得た報酬を定期的に株主に開示しなければならない。

#### 第四節 監査役会

第一八条〔監査役会の構成〕 ① 株式会社は、監査役会を設けることとし、監査役の員数は三人を下回ってはならない。

② 監査役会は、株主の代表と一定割合の職員・労働者代表からなる。ただし、職員・労働者代表の監査役の具体的な割合は、定款においてこれを定め、監査役の総数の三分の一を下回ってはならない。職員・労働者代表の監査役は、職員・労働者代表大会、職員・労働者大会またはその他方法を通じて民主的にこれを選任する。

③ 監査役会は、主席一人を設けることとし、副主席を置くことができる。監査役会の主席および副主席は、過半数の監査役の同意を以てこれを選任する。主席は、監査役会を招集し、議長をつめる。主席が職務を執行できず、又を執行しない場合、副主席が監査役会を招集し、議長を務める。副主席が職務を執行できず、または執行しない場合は、

過半数の監査役の指名を受けた一人の監査役が、監査役会を招集し、議長をつとめる。

④ 取締役、上級管理職は、監査役を兼任してはならない。

⑤ 有限会社の監査役の任期に関する第五条の規定は、株式会社の監査役のそれに準用する。

第一一九条〔監査役会の権限〕 ① 有限会社の監査役会の権限に関する第五四条、第五五条の規定は、株式会社の監査役会のそれに準用する。

② 監査役会がその権限を行使する際に必要な費用については、会社がこれを負担する。

第一二〇条〔監査役会会議〕 ① 監査役会は、六月ごとに一回以上の会議を開く。監査役は、監査役会の臨時会議の招集を提案することができる。

② 監査役会の決議方法および議決進行の規則は、この法律に定めがある場合を除くほか、定款においてこれを定める。

③ 監査役会の決議は、過半数の監査役をもって行わなければならない。

④ 監査役会は、議決事項について議事録を作成し、会議に出席する監査役はこれに署名しなければならない。

#### 第五節 上場会社組織に関する特別規定

第一二一条〔上場会社の定義〕 この法律において上場会社とは、証券取引所において上場する株式会社をいう。

第一二二条〔重要な資産の譲渡および担保の提供〕 上場会社が一年以内に重大な資産を売買し、または担保額が会社の総資産の一〇分の三にあたる金額を超える場合は、株主総会に出席する株主の有する三分の二以上の議決権をもって決議しなければならない。

第二三三条〔社外取締役〕 上場会社が社外取締役を設けることとし、その具体的な方法は、国務院がこれを定める。

第二四四条〔取締役会秘書〕 上場会社は、取締役会秘書を設けることとし、取締役会秘書は、株主総会および取締役会の準備、書類の保管および株主資料の管理、並びに情報開示などの業務を行う。

第二五五条〔議決権行使の制限〕 取締役会の議決事項に関わる企業と関係を有する上場会社の取締役は、当該議決につき議決権を行使した他の取締役を代理して議決権を行使することができない。取締役会は、関係を有しない取締役の過半数が出席して開くことができる。取締役会の議決は、関係を有しない取締役の過半数をもってなさなければならぬ。取締役会に出席する関係を有しない取締役が三人に満たない場合は、株主総会の議決を求めなければならない。

## 第五章 株式会社の株式の発行および譲渡

### 第一節 株式の発行

第二六六条〔株式および株券〕 ① 株式会社の資本は株式に分割し、一株の金額は均一とする。

② 株式は株券の形態を採る。株券は会社が株主の有する株式の証拠として発する証券をいう。

第二七七条〔株式発行の原則〕 株式の発行は、公平、公正の原則に従い、同種類の株式につき同一の権利と利益を有することを要する。

② 同時期に発行する同種類の株券は、一株当りの発行条件および価額が同一でなければならない。いかなる単位または個人も、その引受をなす株券も、一株につき支払う金額が同一でなければならない。

第二二八条〔株券の発行価格〕 株式の発行価額は、額面額または額面超過額によることができる。ただし、額面額を下回ってはならない。

第二二九条〔株券の記載事項〕 ① 株券は、書面または国務院証券監督管理機構が定めるその他の形式を用いる。

② 株券には次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 商号

二 会社成立の年月日

三 株券の種類、額面額およびその表章する株式数

四 株券の番号

③ 株券には、法定代表者が署名し、会社が捺印する。

④ 発起人の有する株券には、発起人株券なることを表する文字を明記しなければならない。

第二三〇条〔記名株券、無記名株券〕 会社が発行する株券は、記名株券または無記名株券を用いることができる。

② 会社が発起人、法人に株式を発行するときは、記名株券を用い、これらの名称を記載しなければならない。他人の名称または代表者の氏名を用いてはならない。

第二三一条〔株主名簿の記載事項〕 会社が記名株券を発行するときは、次の各号に掲げる事項を記載する株主名簿を備置しなければならない。

一 株主の名称および住所

二 各株主の有する株式数

三 各株主の有する株券の番号

四 各株主が株式を取得する年月日

② 無記名株券を発行する会社は、発行済み株式数、番号および発行年月日を記載しなければならない。

第二三二条〔この法律に定めのない種類の株券〕 国務院は、会社が発行するこの法律に定めのない種類の株式につき、別段に定めることができる。

第二三三条〔株券の交付時期〕 株式会社は成立した後、直ちに株主に株券を交付する。会社の成立前に払込をなした引受人に株券を交付してはならない。

第二三四条〔新株発行の要件〕 ① 株主総会は、会社が新株を発行するときは、次の各号に掲げる事項について決議を行わなければならない。

一 新株の種類、数および額

二 新株の発行価額

三 新株の発行期間

四 株主に割当てる新株の種類、数および額

第二三五条〔新株発行〕 ① 会社が国務院証券監督管理機構の許可を得て、新株を公募するときは、新株の目論見書および財務会計報告書を公告し、株式申込書を作成しなければならない。

② 第八八条および第八九条の規定は、会社の新株の公募に準用する。

第二三六条〔新株の発行価額〕 会社が新株を発行するときは、その経営状況および財務状況に応じて価額案を決めることができる。

第二三七条〔新株の登記・公告〕 会社は、新株を発行につき株金の払込後、登記機関に変更登記をし、かつ公告を行

わなければならない。

## 第二節 株式の譲渡

第一三八条〔譲渡の自由〕 株主は法の定めるところにより、その有する株式を譲渡することができる。

第一三九条〔譲渡の場所〕 株主がその有する株式を譲渡するときは、法の定めるところにより、設立された証券取引所または国務院が定める他の方法を通じて行わなければならない。

第一四〇条〔記名株券の譲渡〕 ① 株主は、記名株券を裏書または法令に定めるその他の方法により譲渡する。譲渡後、会社は、譲受人の名称および住所を株主名簿に記載する。

② 株主総会の会日から二〇日以内、または利益配当を決定する基準日の五日以内に、前項に定める株主名簿の名義書換を行ってはならない。ただし、上場会社の株主名簿の名義書換について、法律に別段の規定があるときは、その規定に従う。

第一四一条〔無記名株券の譲渡〕 無記名株券の譲渡は、株主が譲受人に交付することによって効力が生ずる。

第一四二条〔譲渡制限〕 ① 発起人が有する会社の株式は、会社成立日から一年以内に譲渡してはならない。株式を公募する前に発行した株式は、証券取引所において上場取引をした日から一年以内に譲渡してはならない。株式を

② 会社の取締役、監査役、上級管理職は、会社にその有する会社の株式およびその変動状況を申告することとし、在任期間中に、毎年譲渡する会社の株式は、その有する会社株式の四分の一を超えてはならない。その有する会社の株式を会社の株式は、上場取引日から一年以内に譲渡してはならない。退任する日から半年以内には、その有していた会社の株式を譲渡してはならない。会社の取締役、監査役および上級管理職の有する会社の株式の譲渡は、定款に

においてその他の制限を設けることができる。

第一四三条〔自己株式取得の禁止〕 ① 会社は自己の株式を取得してはならない。ただし、次に掲げる事由がある場合はこの限りではない。

一 登録資本を減少するとき。

二 自己株式を有するその他の会社と合併するとき。

三 職員・労働者を奨励するために株券を交付するとき。

四 株主が株主総会において会社合併または分割の議決案に反対し、会社にその株式の買取を請求するとき。

② 会社は、前項第一号から第三号までの事由により自己の株券を購入するときは、株主総会の決議を経なければならぬ。会社が前項の規定に基づいて自己の株券を取得した後、第一号の事由に該当するときは、一〇日以内にこれを消却しなければならない。第二号、第四号に該当するときは、六か月以内に譲渡しまたは消却しなければならない。

③ 会社が第一項第三号の規定により自己の株券を取得する場合は、その発行済株式総額の二〇分の一を超えてはならない。自己の株券の取得に用いる資金は、会社の税引き後の利益から支出するものとし、その取得した自己の株券は一年以内に職員・労働者に譲渡しなければならない。

④ 会社は自己の株券を質権設定の目的として受け取ってはならない

第一四四条〔記名株券の盗難・紛失〕 記名株券が盗難、紛失または滅失したときは、株主は中華人民共和国民事訴訟法に定める公示催告の手続きにより、人民裁判所に株券の失権宣告の申立をすることができる。人民裁判所が株券の失効宣告をした後、株主は、会社に株券の再発行を請求することができる。

第一四五条〔上場株式の取引〕 上場会社の株式は、法令および証券取引所の取引規則に基づいて上場して取引する。

第一四六条〔財務報告の公開〕 上場会社は、法令に基づきその財務状況、経営状況および重大な訴訟を公開し、各会計年度内に半年ごとに財務会計報告を公表しなければならない。

## 第六章 会社の取締役、監査役、上級管理職の資格および義務

第一四七条〔欠格事由〕 ① 次の各号に掲げる事由がある者は、取締役、監査役、上級管理職に就任することはできない。

一 無行為能力または制限行為能力であるとき。

二 汚職、収賄、財産の横領、流用または社会主義市場経済秩序の破壊により刑罰に処されまたは犯罪により権利を剥奪され、執行期間満了後五年に満たないとき。

三 破産を受けた会社または企業の取締役または工場長・支配人であり、会社または企業の破産に個人的な責任を負う者は、清算の終結の日から三年に満たないとき。

四 会社または企業が法律に違反し、営業許可証の取消、閉鎖命令を受けた会社または企業の代表者であり、個人的な責任を負う者は、営業許可証の取消の日より三年に満たないとき。

五 高額の債務を負い、履行期が到来しても弁済していないとき。

② 会社が前項の定め違反して、取締役、監査役を選任しもしくは派遣し、または上級管理職を招聘した場合は無効とする。

③ 取締役、監査役、上級管理職がその任期内に第一項に掲げる事由が生じた場合は、会社はこれを解任しなければならない。

第一四八条〔忠実・勤勉義務〕 ① 取締役、監査役、上級管理職は、法令および定款を遵守し、会社に忠実と勤勉義務を負う。

② 取締役、監査役、上級管理職は、その権限を利用して収賄またはその他の不法な利益の取得、会社の財産の横領を  
してはならない。

第一四九条〔禁止事項〕 取締役、上級管理職は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 会社の資金を流用すること。

二 会社の資金をその個人名義または他の個人名義で口座を開設し預金すること。

三 定款に反し、社員総会、株主総会または取締役会の同意を得ることなく、会社の資金を他人に貸し付け、または  
会社の財産を他人のために担保を提供すること。

四 定款に反し、または社員総会、株主総会または取締役会の同意を得ることなく、会社と契約を締結し取引するこ  
と。

五 社員総会または株主総会の同意を得ることなく、職務上の便宜を利用して自己または他人のために会社の商機を  
奪い、所属会社と同種の営業をすること。

六 他人から会社との取引のコミッションを受け取ること。

七 無断で会社の機密を漏洩すること。

八 忠実義務に違反するその他の行為があること。

② 取締役、上級管理職が前項の規定に違反することによって得た利益は会社の所有に帰属させなければならない。

第一五〇条〔賠償責任〕 取締役、監査役または上級管理職は、職務を執行するに際して法令または定款に違反するこ

とにより、会社に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第一百五一条〔会議への列席義務〕 ① 取締役、監査役、上級管理職は、社員総会または株主総会の列席の要請に応じ、会議に列席して株主の質問を受けなければならない。

② 取締役、上級管理職は、監査役会または監査役を設けない有限会社の監査役に事実に基づいて状況を報告し、資料を提供し、監査役会または監査役の職務権限の行使を妨害してはならない。

第一百五二条〔株主代表訴訟〕 ① 取締役、上級管理職に第一五〇条に定める事由がある場合において、有限会社の社員、引続き一八〇日以上単独または合計して会社の百分の一以上の株式を有する株式会社株主は、書面を以て、監査役会、または監査役会を設けない有限会社の監査役に裁判所に訴えを提起するよう請求することができる。監査役に第一五一条に定める事由がある場合において、社員または株主は、書面を以て取締役会または取締役会を設けない有限会社の執行取締役に人民裁判所の訴えを提起するよう請求することができる。

② 監査役会、監査役会を設けない有限会社の監査役、または取締役会、執行取締役が前項に定める株主の書面による請求を受領した後、訴えを拒否する場合、または請求を受領した日から三〇日以内に訴えを提起しない場合、または情況が緊急であり、直ちに訴えを提起しなければ会社の利益に回復しがない損害をもたらすおそれがある場合、前項に定める社員または株主は、会社の利益のため、自己の名義を以て直接人民裁判所に訴えを提起することができる。

③ 他人が会社の権利および適法な利益を侵害し、会社に損失を与えた場合、第一項に定める社員または株主は、前二項の規定に基づき、人民裁判所に訴えを提起することができる。

第一五三条〔株主に損害を与えた場合の訴訟〕 社員または株主は、法令または定款に違反し、株主の利益に損害を与えた取締役、上級管理職に対して、人民裁判所に訴えを提起することができる。

第七章 社債

第一五四条〔社債の定義〕 ① この法律において社債とは、会社が法定の手続に従い発行し、一定期間内に券面額を償還し利息を支払うことを約定する有価証券をいう。

② 会社は社債を発行するときは、中華人民共和国証券法に定める要件をみたさなければならない。

第一五五条〔発行の要件〕 ① 会社は、社債発行をする際にあたって、國務院の授權を受けた機関の許可を経た後、

社債の募集方法を公告しなければならない。

② 社債の募集方法には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

一 商号

二 社債発行による資金の用途

三 債券の総額およびその券面額

四 社債の利率の確定方法

五 額面額の償還および利息の支払期限および方法

六 社債の担保状況

七 社債の発行価額および期間

八 会社の純資産額

九 弁済期が到来していない発行済み社債の総額

〇 社債の委託販売機関

第一五六条〔債券の記載事項〕 券面を以て社債を発行する会社は、債券に商号、額面額、利率、額面額、利息および

償還期限等の事項を明記したうえ、代表者がこれに署名し、会社印を押捺しなければならない。

第一五七条〔社債の種類〕 社債は、記名債券または無記名債券をもって発行することができる。

第一五八条〔社債原簿〕 ① 債券を発行する会社は、社債原簿を備置くかなければならない。

② 記名債券を発行する会社は、次の各号に掲げる事項を社債原簿に記載しなければならない。

一 社債権者の名称および住所

二 社債権者が債権の取得する年月日および債券の番号

三 債券総額、債券の額面額、社債の利率、額面額償還および利息支払期限および方法、

四 債券発行の年月日

③ 無記名債券を発行するときは、社債原簿には、債券の総額、社債の利率、社債の償還期限および方法、債券発行年月日および債券の番号を明記しなければならない。

第一五九条〔関連制度の制定〕 記名債券の登記結算機関は、社債の登記、保管、利息の支払、現金の換金等に関する制度を確立しなければならない。

第一六〇条〔社債の譲渡〕 社債は譲渡することができ、その譲渡価額は、譲渡人と譲受人がこれを定める。

② 社債が証券取引所で上場して取引するときは、証券取引所の取引規則に基づいてこれを譲渡する。

第一六一條〔記名社債、無記名社債の譲渡〕 ① 記名債券は、社債権者が裏書の方法または法令に定めるその他の方法で譲渡する。債券が譲渡された後、会社が譲受人の名称および住所を社債名簿に記載する。

② 無記名債券の譲渡は、社債権者が譲受人に交付することによってその効力を生じる。

第一六二条〔転換社債の発行〕 ① 上場会社は、株主総会の決議を経て転換社債を発行することができる。社債の募

集方法には具体的な転換方法を記載する。上場会社が、転換社債を発行する場合、國務院の証券監督管理機構の許可を経なければならない。

② 転換社債を発行する場合、債券に転換社債なる文字を用い、社債原簿に転換社債の数および額を明記しなければならない。

第一六三条〔転換社債の公募〕 転換社債を発行する会社は、転換方法に従って、債券権者に株券を交付する。ただし、社債権者は株式の転換請求について選択権を有する。

## 第八章 会社の財務および会計

第一六四条〔財務、会計制度の確立〕 会社は、法令および國務院財務主管部門の規定により、財務および会計制度を確立しなければならない。

第一六五条〔財務会計の報告〕 ① 会社が各会計年度終了時に、財務会計報告書を作成し、法の定めるところにより会計士事務所の監査を受けなければならない。

② 財務会計報告書は、法令および國務院財務主管部門の規定に基づいて作成しなければならない。

第一六六条〔財務会計報告の提出〕 ① 有限会社は、定款に定める期限に、財務会計報告を各社員に交付しなければならない。

② 株式会社の財務会計報告は、定時株主総会が招集される二〇日前までに会社に備置いて、株主の閲覧に供しなければならない。株式が公開発行する株式会社は、その財務会計報告を公告することを要する。

第一六七条〔法定準備金〕 ① 会社は、税引き後の利益を処分する際にして、利益の一〇分の一にあたる金額を法定

準備金として積立てなければならない。法定準備金の累計額がその登録資本金の二分の一以上に当たる金額になるときは、その積立を停止することができる。

② 会社が、法定準備金が前年度の欠損を補填するのに不足するときは、前項の規定に基づいて法定準備金を積み立てる前に、当年の利益をもって欠損を補填しなければならない。

③ 会社は、税引き後の利益から法定準備金を積み立てた後、社員総会または株主総会の決議を経て、任意準備金を積み立てることができる。

④ 会社が欠損を補填し、準備金の積立をなした後の利益は、有限会社の場合は第三五条の規定に基づいて分配し、株式会社の場合は各株主の有する株数に応じて分配する。ただし、株式会社の定款が株数に応じることなく分配すると定めているときは、この限りではない。

⑤ 前項の規定に違反して、会社が欠損を補填し、法定準備金を積み立てる前に、社員総会、株主総会または取締役会が社員または株主に利益配当をなしたときは、配当金を会社に返還しなければならない。

⑥ 会社が自己の株式について利益配当を受けてはならない。

第一六八条〔資本準備金の積立〕 株式会社が、額面超過額発行によって得た額面の超過額および国務院財政部門が資本準備金への積立を定めるその他の収入を資本準備金として積立てなければならない。

第一六九条〔準備金の用途〕 ① 準備金は、欠損の補填、事業の拡大、または資本の組入りに用いなければならない。ただし、資本準備金は欠損の補填に用いてはならない。

② 法定準備金を資本に組入れるときは、その残余の準備金は法定準備金を組入れ前の会社の登記資本の四分の一に当たる金額を下回ってはならない。

第一七〇条〔会計士事務所の新設および解任〕 ① 社員総会、株主総会または取締役会は、定款に基づいて、会計の監査業務を担当する会計士事務所の新設または解任を決定する。

② 会計士事務所の新設議決を行う社員総会または株主総会は、会計士事務所の意見陳述を認めなければならない。

第一七一条〔資料の提供義務〕 会社は、その新設した会計士事務所に真実かつ完全な会計証書、会計帳簿、財務会計報告およびその他の会計資料を提供し、これを拒否、隠匿、虚偽に報告をしてはならない。

第一七二条〔法定外の会計帳簿の禁止〕 ① 会社は、法定以外の会計帳簿を設けてはならない。  
② いかなる者とも、個人の名義で開設した口座に会社の財産を預金してはならない。

## 第九章 会社の合併、分割、増資、減資

第一七三条〔合併の形式〕 ① 会社の合併は、吸収合併または新設合併をとることができる。

② 当事会社の一つが他の会社を吸収し、吸収された会社が解散するのを吸収合併という。複数の当事会社が解散して一つの会社を設立するのを新設合併という。

第一七四条〔会社の合併〕 ① 当事会社は合併に際して合併取決めを取交し、貸借対照表および財産目録を作成しなければならない。会社は、合併決議の日から一〇日以内に債権者に通知を発し、三〇日以内に新聞公告をしなければならない。債権者は、通知書を受け取った日から三〇日以内に、通知書を受け取っていない場合、公告の日から四五日以内に、会社に債務弁済または相当の担保の提供を請求することができる。

第一七五条〔債権債務の承継〕 会社が合併する場合、その債権および債務は、合併後の存続会社または新設会社が承継しなければならない。

第一七六条〔会社の分割〕 ① 会社を分割するには、その財産を適宜に分割して行う。

② 会社は分割に際して、貸借対照表及財産目録を作成しなければならない。会社は、分割決議の日から一〇日以内に債権者に通知を発し、かつ三〇日以内に新聞紙上において公告しなければならない。

第一七七条〔分割前の債務〕 分割前の会社の債務は、分割後の会社が連帯して責任を負う。ただし、会社が分割前に債務の弁済について債権者と取交した書面による取決めに別段の定めがあるときは、この限りでない。

第一七八条〔登記資本の減少〕 ① 会社は、必要に応じて登記資本を減少するときは、貸借対照表および財産目録を作成することを要する。

② 会社は、登記資本の減少の決議の日から一〇日以内に債権者に通知を発し、かつ三〇日以内に新聞紙上において公告しなければならない。債権者は通知書を受け取る日から三〇日以内、通知書を受け取っていない場合、公告の日から四五日以内は、会社に債務弁済または相当の担保の提供を請求することができる。

③ 資本減少後の登記資本金は、法定の最低資本金を下回ってはならない。

第一七九条〔登記資本の増加〕 ① 有限会社が登記資本を増加するときは、社員が増資のために引受けをなす出資は、有限会社設立に際しての出資金の払込を定めるこの法律の規定により行う。

② 株式会社が増資によって新株を発行するときは、株主の新株の引受けは、株式会社の設立に際しての出資の払込を定めるこの法律の規定により行う。

第一八〇条〔変更登記〕 ① 会社は、法の定めるところにより、合併または分割に伴う登記事項の変更があるときは、登記機関で変更登記を行い、解散するときは、抹消登記を行い、新会社を設立するときは、設立登記を行わなければならない。

② 会社が登録資本を増加しまたは減少するときは、法の定めるところにより、登記機関で変更登記を行わなければならない。

## 第一〇章 会社の解散および清算

第一八一条〔解散事由〕 次の各号に掲げる事由があるときは、会社は解散する。

- 一 定款に定める営業期間が満了しまたはその他の解散事由が生じたとき。
  - 二 社員総会または株主総会が解散決議をしたとき。
  - 三 合併または分割のために解散する必要があるとき。
  - 四 法に定めるところにより、営業許可証の取消、閉鎖または解散の命令を受けたとき。
  - 五 人民裁判所が第一八三条による解散を命じたとき。
- 第一八二条〔定款の修正による存続〕 ① 前条第一号の事由が生じる場合は、会社は定款の変更により存続することができる。

② 前項の規定に基づいて定款を変更するときは、有限会社の場合は、三分の二以上の議決権を有する社員、株式会社の場合は、株主総会に出席した三分の二以上の議決権を有する株主をもってこれをしなければならない。

第一八三条〔株主による解散請求〕 会社の経営に重大なる困難が生じ、その存続することは株主に重大な損害を与えるおそれがあり、また他の方法をもって解決できない場合には、一〇分の一以上の議決権を有する株主は、人民裁判所に会社の解散を請求することができる。

第一八四条〔清算人会〕 会社は、この法律の第一八一条第一号、第二号、第四号、第五号の規定により解散するとき

は、解散事由が生じた日から一五日以内に清算人会を成立し、清算を開始しなければならない。有限会社の場合は社員から、株式会社の場合は取締役または株主総会の選出した者からなる清算人会を設けなければならない。期間内に清算人会を設けて清算を行わないときは、債権者は、人民裁判所に関係者を指定し清算人会を設けて清算することを申立てることができる。人民裁判所は、これを受理し、直ちに清算人を指定し、清算させなければならない。

第一八五条〔清算会の権限〕 清算会は、清算期間において、次の各号に掲げる権限を行使する。

- 一 財産の整理および貸借対照表と財産目録の作成
- 二 債権者に対する通知および公告
- 三 清算に関する未結業務の処理
- 四 未納の税金および清算中に生じた税金の納付
- 五 債権債務の整理
- 六 債務弁済後の残余財産の処分
- 七 会社のための訴訟行為

第一八六条〔債権者への催告〕 ① 清算会は、その成立の日から一〇日以内に債権者に通知を発し、かつ六〇日以内に新聞紙上において公告しなければならない。債権者は、通知書を受け取った日から三〇日以内、受け取っていない場合は公告の日から四五日以内に、清算会に債権を申出なければならない。

② 債権者は、債権の申出に際して、債権に関する事項を説明し、それを証明する証拠を提供しなければならない。清算会は、申出の債権につき記載して備え置かなければならない。

③ 債権申出の期間中、清算会は債権者に対して弁済を行ってはならない。

第一七七条〔清算案の制定等〕 ① 清算人会は、会社の財産を整理し、貸借対照表および財産目録を作成した後、清算案を作成して、社員総会もしくは株主総会または人民裁判所の確認を受けなければならない。

② 会社の財産は、清算の費用、職員・労働者の賃金、社会保険料および法定補償金の支払い、税金の納付、債務の弁済に充てた後の残余財産については、有限会社の場合は、各社員の持分に応じて、株式会社の場合は、各株主の有する株数に応じて、これを社員または株主にそれぞれ分配する。

③ 清算期間において、会社は存続する。ただし、清算と関連しない経営業務を行ってはならない。会社の財産は、前項の規定に定める債務の弁済前に、社員または株主に分配してはならない。

第一八八条〔特別清算〕 ① 清算人会は、会社の財産を整理し、貸借対照表および財産目録を作成した後、会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、法のさだめるところにより、破産宣告の申立てをしなければならない。

② 法の定めるところにより、人民裁判所に破産宣告を申し立てることができる。

第一八九条〔清算の終了〕 清算人会は、清算終了後、清算報告書を作成し、社員総会・株主総会または人民裁判所に提出してその確認を受け、かつ登記機関に提出して登記抹消を申請し、解散を公告しなければならない。

第一九〇条〔清算人会の忠実義務〕 ① 清算人は、その職務に忠実に行為し、法の定めるところにより、清算業務をしなければならない。

② 清算人は、権限を濫用して賄賂もしくはその他の不法な所得を収受しまたは会社の財産を不法占有してはならない。

③ 清算人は、故意または重大な過失により会社または債権者に与えた損害につき、賠償の責任を負わなければならない。

い。  
第一九一条〔破産清算手続〕 会社が法の定めるところにより、破産宣告を受けたときは、企業破産に関する法律に基づいて破産の清算手続を行う。

## 第一章 外国会社の支部機関

第一九二条〔外国会社〕 この法律において外国会社とは、外国法に準拠して国外で設立した会社をいう。

第一九三条〔支部機関設置の手続き〕 ① 外国会社は、国内に支部機関を設けるときは、中国の主管機関にその定款、本社所在国の会社登記証書等の書類を提出して、その許可を受けた後、法の定めるところにより、登記機関に登記し、営業許可証を取得することを要する。

② 外国会社の支部機関の審査・許可方法は、国務院がこれを定める。

第一九四条〔代表者・代理人の指定、資金〕 ① 国内に支部機関を設ける外国会社は、国内の支部機関の責任者である代表者または代理人を定め、かつ支部機関にその従事する経営活動に相当の資金を付与しなければならない。

② 外国会社の支部機関の運転資金につき、最低限度額を定める必要があるときは、国務院がこれを定める。

第一九五条〔商号および定款の備置〕 ① 外国会社の支部機関は、その商号に外国会社の国籍および責任形態を明記しなければならない。

② 外国会社の支部機関は、その支部機関内に外国会社の定款を備え置かなければならない。

第一九六条〔支部機関の法人格、民事責任〕 ① 外国会社が国内において設ける支部機関は中国の法人格を有しない。

② 外国会社は、その支部機関が国内において行った営業について民事上の責任を負う。

第一九七条〔支部機関の法律遵守義務、権利の保護〕 許可を経て設けられた外国会社の支部機関は、国内において業務に従事するときは、中国の法律を遵守することを要し、社会の公共利益を害してはならない。その権利と適法な利益は中国法律の保護を受ける。

第一九八条〔支部機関の閉鎖〕 外国会社は国内の支部機関等を閉鎖するときは、法の定めるところにより、債務を弁済し、この法律に定める清算手続により清算を行うことを要する。債務弁済の前に支部機関の財産を国外に移転してはならない。

## 第二章 法律責任

第一九九条〔不実登記に関する罰則〕 会社の登記に際して、この法律に違反し、虚偽の登記資本を申告し、虚偽の証明書類を提出し、またはその他の詐欺的な方法により重要な事実を欺罔して登記を行った場合、登記機関がその是正を命じ、虚偽の登記資本を申告した会社に対しては、虚偽申告の登記資本の二〇分の一以上二〇分の三以下に当たる金額の過料に処する。虚偽の証明書類を提出し、またはその他の詐欺的な方法により重要な事実を欺罔する会社に対しては、五万元以上五〇万元以下の過料に処する。違法行為の内容が極めて悪質である場合は、その登記の抹消または営業許可証の取消をなすものとする。

第二〇〇条〔虚偽の出資〕 発起人、社員または株主は、虚偽の出資を行い、金銭の払込または非金銭的な財産の提供をせず、または期間内に金銭の払込または非金銭的な財産の提供をしなかった場合、会社の登記機関は、その是正を命じ、虚偽の出資額の二〇分の一以上二〇分の三以下に当たる金額の過料に処する。

第二〇一条〔出資金の払戻に関する罰則〕 発起人および社員または株主が会社の成立後にその出資の払戻しを行うと

きは、登記機関がその是正を命じ、払戻す出資金の二〇分の一以上二〇分の三以下にあたる金額の過料に処する。

第二〇二条〔裏会計帳簿に関する罰則〕 会社がこの法律に違反し、法定以外の会計帳簿を設けるときは、県級以上の人民政府財政部門は、その是正を命じ、五万元以上五〇万元以下の過料に処する。

第二〇三条〔虚偽の財務報告に対する罰則〕 会社が、法の定めるところにより、その主管部門に提供する財務会計報告等の資料に虚偽の記載または重要な事実の隠蔽があるときは、主管部門は、その業務の担当責任者およびその他の直接責任者に対し三万元以上三〇万元以下の過料に処する。

第二〇四条〔準備金および公益金の違法積立に関する罰則〕 会社がこの法律に基づいて法定準備金の積立をしないときは、県級以上の人民政府財政部門が積立てる金額の補充を命じ、かつ会社に対して二〇万元以下の過料に処することができる。

第二〇五条〔債権者への未告知等〕 ① 会社が合併、分割、登記資本の減少または清算を行う場合において、この法律に基づいて、債権者に通知または公告をしないときは、登記機関がその是正を命じ、会社に対して一万元以上一〇万元以下の過料に処する。

② 清算中の会社が財産を隠匿し、貸借対照表または財産目録に虚偽の記載をなし、または債務弁済前に会社の財産を分配したときは、登記機関がその是正を命じ、会社に対して隠匿する財産または債務弁済前に分配した会社の財産の二〇分の一以上一〇分の一以下にあたる金額の過料に処する。その業務の担当責任者およびその他の直接責任者を一万元以上一〇万元以下の過料に処する。

第二〇六条〔清算と関連しない経営活動〕 清算期間内に会社が清算と関連しない経営業務を行うときは、登記機関

は、警告を発し、その違法な所得を没収する。

第二〇七条〔清算人の不正行為に関する罰則〕 清算人会がこの法律に基づいて登記機関に清算報告書を提出せず、または清算報告書に重要な事実の隠蔽または重大な不備があるときは、登記機関がその是正を命じる。

② 清算人が権限を濫用して私利の追求を図り、不法所得を得または会社の財産を不法占有するときは、登記機関が会社財産の返還を命じ、不法所得を没収する。それに併せて不法所得の二倍以上五倍以下にあたる金額の過料に処することができる。

第二〇八条〔資産評価機構等の違法行為に関する罰則〕 ① 財産評価、出資監査または資産検査の機関が虚偽の資料を提供するときは、登記機関は、それによる不法所得を没収し、不法所得の二倍以上五倍以下に当たる金額の過料に処する。関係の主管部門が法の定めるところにより、業務停止を命じ、その直接責任者の資格証書、営業許可証の取消を行うことができる。

② 資産評価、出資監査または資産検査の機関が過失により重大な不備のある報告を提出する場合、登記機関がその是正を命じ、違法行為の内容が極めて悪質であるときは、その取得の二倍以上五倍以下に当たる金額の過料に処し、関係主管部門は、法の定めるところにより、その業務停止を命じ、その担当責任者の資格証書、営業許可証の取消を行うこともできる。

③ 資産評価、出資監査または資産検査を担当する機関が発行した評価結果、出資監査または検査証明の不実によって、債権者に損害を与えた場合、過失がないことを立証できない限り、その評価または不実を証明した金額の範囲内で賠償責任を負う。

第二〇九条〔登記申請の違法許可に関する罰則〕 登記機関がこの法律に定める要件を満たさない登記申請を許可するときは、または登記機関が要件を満たす申請にもかかわらず登記しないときは、その直接担当の責任者およびその他の直接責任者に対し法の定めるところにより行政処分を行う。

第二一〇条〔上級部門の命令による違法登記〕 上級部門が登記機関にこの法律に定める要件を満たさない登記申請の許可を強要し、要件を満たす登記申請にもかかわらず登記しないときは、または違法登記を庇うときは、法の定めるところにより、その直接担当の責任者およびその他の直接責任者に対し、行政処分を行う。

第二一一条〔名義の不正使用に対する罰則〕 法の定めるところにより設立登記を行わないにもかかわらず、有限会社または株式会社なる文字を用いるときは、または法の定めるところにより設立登記を行っていないにもかかわらず、株式会社の支部機関なる文字を用いるときは、登記機関はその是正を命じまたは取締をし、併せて一〇万円以下の過料に処することができる。

第二一二条〔営業許可の取消、変更登記不履行に関する罰則〕 ① 会社が成立後、正当な理由なく六か月を超えても営業を開始せず、または営業開始後、自ら営業を停止して六か月以上を経過するときは、登記機関は、会社営業許可の取消をすることができる。

② 登記事項に変更が生じたにもかかわらず、この法律に基づいて変更登記をしないときは、登記機関が一定の期間を定めて、変更登記を命ずる。期間内に登記をしないときは、一万元以上一〇万円以下の過料に処する。

第二一三条〔外国会社の支部機関の違法設置に関する罰則〕 外国会社がこの法律の規定に違反して、無断で国内に支部機関を設けるときは、登記機関はその是正または閉鎖を命じ、それに併せて五万元以上二〇万円以下の過料に処す

ることができる。

第二一四条〔国家の安全等を脅かす違法行為に関する罰則〕 会社の名義を用いて国家の安全、社会の公共利益を脅かす嚴重な違法行為を行った場合、その営業許可証の取消をなすものとする。

第二一五条〔民事賠償責任の優先〕 この法律の規定に違反し、民事賠償責任を負い、かつ過料、罰金を支払わなければならない場合において、その財産がそれらの支払いに不足するときは、民事賠償責任を優先して負うものとする。

第二一六条〔法的責任〕 この法律の規定に違反して、犯罪の構成要件を満たすときは、法の定めるところにより、刑事責任を追及する。

### 第三章 附則

第二一七条〔定義〕 この法律における次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- 一 上級管理職とは、会社の支配人、副支配人、財務責任者、上場会社の取締役会秘書および定款に定めるその他の者をいう。
- 二 支配株主とは、その出資額が有限会社の資本総額の二分の一以上を占める社員、またはその有する株式が株式会社の株式資本総額の二分の一以上を占める株主、出資額または株式の割合が二分の一を超えないにもかかわらず、その出資額または株式により有する議決権が社員総会または株主総会の決議に重大な影響を与える株主をいう。
- 三 実質的支配者とは、会社の株主ではないにもかかわらず、投資関係、協議またはその他の手段を通じて、会社の行為を実質的に支配できる者をいう。

四 関連関係とは、会社の支配株主、実質的支配者、取締役、監査役、上級管理職とその直接または間接的に支配する企業との間の関係、および会社の利益移転をもたらす可能性のあるその他の関係をいう。ただし、国がその持分を支配する企業間では、国の支配を受けていることのみにより関連関係があるとはみなさない。

第二一八条〔外国人の出資を受けた企業への適用〕 外国人の出資を受ける有限会社および株式会社には、この法律を適用する。外国人の投資に関する法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第二一九条〔施行日〕 この法律は二〇〇六年一月一日から施行する。

(小見出しは、訳者が便宜のため付したものである。)